

自由権規約委員会による事前質問（CCPR/C/JPN/QPR/7）の
男女平等に関する問題（パラグラフ 8）に関連した追加情
報提供

2022年（令和4年）6月29日
日本弁護士連合会

1 2020年7月16日以降の状況

当連合会の2020年7月16日付け「市民的及び政治的権利に関する国際規約第40条第1項（b）に基づく第7回日本審査に関する日弁連報告書」（以下「本報告書」という。）の「第9 男女平等（パラグラフ 8）」作成以降も、「夫婦同氏強制」を定める民法第750条は改正されておらず、政治分野における女性の社会参加率は依然として低いままである。他方、女性の再婚禁止期間に関して、2022年2月1日、法制審議会は、女性の再婚禁止を規定した民法第733条を削除する内容を含んだ「民法（親子法制）等の改正に関する要綱」を取りまとめた^{1 2}。

2 選択的夫婦別姓制度に関連して

(1) 2015年12月16日最高裁判所大法廷判決

本件は、婚姻時に夫婦の一方に氏の変更を強いる民法第750条が憲法で保障される種々の権利を侵害しているにもかかわらず、国会が同条改正及び夫婦別氏制度新設の立法措置を怠ってきたとして、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償請求を求めた事件である。

2015年12月16日、最高裁判所は、夫婦同氏の強制を定める民法第750条は、憲法第13条、同第14条、同第24条のいずれにも違反するものではないと判断した（以下「本判決」という。）³。

民法第750条が氏の変更を強制されない自由を不当に侵害し憲法第13条

¹ 法制審議会民法（親子法制）部会第25回会議（2022年2月1日開催）において取りまとめられた。

法務省「民法（親子法制）等の改正に関する要綱案」（2022年2月1日）

<https://www.moj.go.jp/content/001366349.pdf>

² 当該要綱案について、当連合会は、「民法（親子法制）等の改正に関する要綱に対する会長声明」（2022年2月16日）を公表し意見を表明している。

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2022/220216.html>

³ 最高裁判所2015年12月16日大法廷判決（事件番号：平成26年（オ）第1023号）

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/546/085546_hanrei.pdf

に違反するとの主張に対し、本判決は、「本件で問題となっているのは、婚姻という身分関係の変動を自らの意思で選択することに伴って夫婦の一方が氏を改めるという場面であって、自らの意思に関わりなく氏を改めることが強制されるというものではない。」と指摘し、結論として「婚姻の際に『氏の変更を強制されない自由』が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえない。」として、民法第750条は憲法第13条に違反しないと判断した。

また、民法第750条に基づき96%以上の夫婦が夫の氏を選択する点で性差別を発生させているとの主張に対し、本判決は、「夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが、本件規定の在り方自体から生じた結果であるということとはできない。」として、憲法第14条第1項に違反するものではないと判断した。

さらに、民法第750条が、一方が氏を改めることを婚姻届出の要件とする点において、実質的に婚姻の自由を侵害するものであるとの主張に対し、本判決は、「夫婦同氏制が、夫婦が別の氏を称することを認めないものであるとしても」「直ちに個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠く制度であるとは認めることはできない。」として、憲法第24条に違反するものではないと判断した。

本判決には、15名の裁判官のうち5名が、民法第750条は婚姻の自由を定めた憲法第24条に違反するとの意見を述べた。岡部喜代子裁判官は、夫婦同氏の制度によって個人識別機能に対する支障や自己喪失感等の負担がほぼ妻に生じていることを指摘し、夫婦同氏の制度が個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とはいえないと説示した。木内道祥裁判官は、「夫婦同氏制は、憲法第24条にいう個人の尊厳と両性の本質的平等に違反すると解される。」と指摘した。

(2) 社会の意識の変化

本報告書「第9 男女平等（パラグラフ8）」に記載したとおり、2018年2月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」においては、選択的夫婦別姓制度について、「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」との回答が過去最高の42.5%、「婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」として選択的夫婦別姓制度に反対する回答が過去最低の29.

3%となり、前者の回答が後者の回答を上回った。特に、18～49歳の女性では、前者の回答が50%を超えており、選択的夫婦別姓制度に対する国民の意識に変化が生じている⁴。

また、2022年3月に内閣府が公表した「家族の法制に関する世論調査」においても、選択的夫婦別姓制度について、「現在の制度である夫婦同姓制度を維持した方がよい」との回答は、18～29歳は16.1%、30～39歳は12.7%、40～49歳は16.8%、50～59歳は20.7%、60～69歳は25.5%、70歳以上は47.8%とおおむね若い世代ほど夫婦同姓制の維持を支持する意見が低くなっている⁵。

加えて、地方議会において、国に対して選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書等が採択され続けているが、特に上記(1)の本判決以後採択数が増えており、2022年3月5日時点で331件あるという⁶。

(3) 2021年6月23日最高裁判所大法廷決定等

本件は、婚姻届に「夫は夫の氏、妻は妻の氏を称する」旨記載して婚姻届を

⁴ 内閣府政府広報室「『家族の法制に関する世論調査』の概要」（2017年12月調査、2018年2月公表）

<https://survey.gov-online.go.jp/h29/h29-kazoku/gairyaku.pdf>

⁵ 内閣府政府広報室「『家族の法制に関する世論調査』の概要」（2021年12月調査、2022年3月公表）

<https://survey.gov-online.go.jp/r03/r03-kazoku/gairyaku.pdf>

本件調査では、選択的夫婦別姓制度に関する設問内容が、1996年6月、2001年5月、2006年12月、2012年12月、2017年12月に行われた過去5回の世論調査の設問内容から変更されており、さらに選択的夫婦別姓制度に関する設問の直前に「問10. あなたは、夫婦の名字・姓が違うことによる、夫婦の間の子どもへの影響の有無について、どのように思いますか。（○は1つ）」との設問を設け、その回答に「1. 子どもにとって好ましくない影響があると思う」「2. 子どもに影響はないと思う」を、「（問10で『1. 子どもにとって好ましくない影響があると思う』と答えた方への質問）問11. 夫婦の間の子どもにとって好ましくない影響があるとの意見の中には、次のような意見がありますが、影響があると思うものを選んでください。（○はいくつでも）」との設問を設け、その回答に「1. 家族の一体感が失われて子の健全な育成が阻害される」「2. 名字・姓の異なる親との関係で違和感や不安感を覚える」「3. 友人から親と名字・姓が異なることを指摘されて、嫌な思いをするなどして、対人関係で心理的負担が生じる」「4. その他」を設けており、選択的夫婦別姓制度に関するネガティブな印象を与えるおそれのある設問となっている。

本件調査に対しては、「制度の検討に世論調査を参照するのであれば、早急にやり直すべきである。経年変化をたどれるように従前の設問を実施するか、印象操作にならないように設問内容を抜本的に改めるか、選択肢は2つである。」との批判がある（二宮周平「選択的夫婦別姓制度と世論調査～設問変更の問題点」戸籍時報 No. 825 2022年5月 10頁）。

また、本件調査公表後、野田聖子内閣府特命担当大臣（地方創生、少子化対策、男女共同参画）、女性活躍担当、こども政策担当、孤独・孤立対策担当も、現実とずれがある等の批判をした（朝日新聞「夫婦別姓調査に野田聖子氏『現実とずれ』 質問変更、世代の偏り指摘」（2022年3月25日）<https://www.asahi.com/articles/ASQ3T6DVXQ3TUTFK01F.html>）。

⁶ 選択的夫婦別姓・全国陳情アクション「各地の意見書可決状況」
<https://chinjyo-action.com/area/>

提出したところ、市長から婚姻届を不受理とする処分を受けたため、当該処分が不当であるとして戸籍法第122条に基づき婚姻届出の受理を命ずることを申し立てた事案である。

2021年6月23日最高裁判所大法廷決定（以下「本決定」という。）⁷は、「民法750条の規定が憲法24条に違反するものでないことは、当裁判所の判例とするところであり」として、民法第750条を合憲とする2度目の判断をした上で、民法第750条を受けて夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載事項と定めた戸籍法第74条第1号の規定は、憲法第24条に違反するものではないと判断した。

本決定の反対意見では、憲法第13条に関連し、2名の裁判官が「本件で主張されている氏名に関する人格的利益は、（中略）人格権に含まれるものであり、個人の尊重、個人の尊厳の基盤を成す個人の人格の一内容に関わる権利であるから、憲法13条により保障される」（宮崎裕子・宇賀克也両裁判官意見）と指摘し、1名の裁判官が「婚姻の際に婚姻前の氏を維持することに係る利益は、それが憲法上の権利として保障されるか否かの点は措くとしても、個人の重要な人格的利益といえることができる。」（三浦守裁判官意見）と指摘した。また、4名の裁判官は、民法第750条は憲法第24条第1項及び第2項に違反するとした。その中で三浦守裁判官は、「婚姻という個人の幸福追求に関し重要な意義を有する意思決定について、二人のうち一人が、重要な人格的利益を放棄することを要件として、その例外を許さないことは、個人の尊厳の要請に照らし、自由な意思決定に対し実質的な制約を課すものといわざるを得ない。」「夫婦同氏制は、現実の問題として、明らかに女性に不利益を与える効果を伴っており、両性の実質的平等という点で著しい不均衡が生じている。婚姻の際に氏の変更を望まない女性にとって、婚姻の自由の制約は、より強制に近い負担になっているといわざるを得ない。」と指摘した。

本決定を受け、当連合会は、国に対し、民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを強く求める会長声明⁸及び意見書⁹を公表

⁷ 最高裁判所2021年6月23日大法廷決定（事件番号：令和2年（ク）第102号）

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/412/090412_hanrei.pdf

⁸ 当連合会「最高裁判所大法廷決定を受けて、改めて民法750条を改正し、選択的夫婦別姓制度を導入することを求める会長声明」（2021年6月25日）

<https://www.nichibenren.or.jp/en/document/statements/210625.html>（英語）

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2021/210625.html>（日本語）

⁹ 当連合会「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」（2021年8月19日）

<https://www.nichibenren.or.jp/en/document/opinionpapers/210819.html>（英語、要約）

<https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/opinion/2021/210819.pdf>（日本語）

した。

2022年3月23日、最高裁判所第三小法廷は、夫婦別姓を認めない民法第750条と戸籍法第74条第1号の規定が憲法に違反するか否かが争われた事件で、5名の裁判官のうち2名の裁判官が違憲との意見を述べた¹⁰。

3 女性の政治参加に関連して

2021年2月3日、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）の会長（当時、以下「元会長」という。）が、同日開催された公益財団法人日本オリンピック委員会の臨時評議員会において、女性理事の目標割合（40%以上）の達成に関連して、「女性がたくさん入っている理事会は時間がかかる。」「（組織委員会の女性委員は）みんなわきまえておられる。」といった趣旨の発言をした¹¹。国際オリンピック委員会は上記発言について完全に不適切であると批判し、国内外からも批判が相次いだ。

元会長は、長年にわたり国会議員を務め、内閣総理大臣の地位にもあったところ、かかる人物が上記発言をしたことは、政治分野を含め社会における女性の参加による男女平等が進まないことと深く関係していると思料される。前記発言は、日本社会において、重要な意思決定は男性の役割であって女性は口を挟むべきでないといった根強い性別による役割分担、差別意識がなお残存していることの表れであって、このような意識が指導的地位への女性の参画、ひいては女性の活躍を妨げているといえる¹²。

2021年3月31日、世界経済フォーラムは、世界各国の男女平等の度合いを指数化したジェンダー・ギャップ指数を発表したが、日本は、156か国中120位、政治分野では147位と主要7か国（G7）中最下位であった¹³。

この点、政治分野における女性の社会参加実現のため、2018年5月23

¹⁰ NHK「夫婦別姓訴訟 最高裁 東京と広島の前2件の裁判で上告退ける決定」（2022年3月23日）

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220323/k10013547641000.html>

朝日新聞デジタル「家族の一体感、同姓じゃなくても・・・最高裁判事、夫婦別姓認める意見」（2022年3月23日）

<https://www.asahi.com/articles/ASQ3R5KFHQ3RUTIL03J.html>

¹¹ スポーツニッポン「森喜朗会長の3日の“女性蔑視”発言全文」（2021年2月4日）

<https://www.sponichi.co.jp/sports/news/2021/02/04/kiji/20210204s00048000348000c.html>

¹² 当連合会「性差別を許さず、男女共同参画の実現を推進する会長談話」（2021年2月19日）

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2021/210219.html>

¹³ Global Gender Gap Report 2021

<https://www.weforum.org/reports/global-gender-gap-report-2021>

日、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（以下「候補者均等法」という。）が制定・施行されたが、同法第2条第1項は、「衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。」と規定し、政党等に努力義務を課すにとどめている。

2021年6月16日、候補者均等法が改正され、男女を問わず、立候補や議員活動等をしやすい環境整備、男女の候補者数の目標設定のほか、候補者の選定方法の改善、人材の育成、性的な言動、妊娠または出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止等への対策が明記された。

候補者均等法が施行されて初めての衆議院選挙（2021年10月31日執行）では、小選挙区と比例代表に186人の女性が立候補したものの、全ての候補者1051人に占める女性候補者割合は17.7%にとどまり、2017年選挙と同水準であり、女性候補者は増えなかった。また、同選挙で当選した女性議員は45名であり、465人の議員に占める割合は9.7%と、2017年選挙の10.1%から更に低下した¹⁴¹⁵。今後、女性の政治参加促進のためには、クオータ制の法制化を含めた取り組みが急務である¹⁶。

政治分野や経済分野における女性の参画を進め、日本におけるジェンダー・ギャップ指数を改善するためには、社会のあらゆる分野において、性別に対する固定観念や性差別を解消するための取組を一層強化することが必要不可欠である。

¹⁴ 総務省自治行政局選挙部「令和3年10月31日執行 衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」（2021年11月9日）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000776531.pdf

¹⁵ NHK政治マガジン「女性が増えちゃダメですか～2021衆議院選挙から～」（2021年11月10日）

<https://www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/71681.html>

¹⁶ 当連合会「世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数に対する会長談話」（2021年4月22日）

<https://www.nichibenren.or.jp/en/document/statements/210422.html>